



日本における協同組合の 共済事業の動向

武田 俊裕

1 はじめに

わが国の協同組合の共済事業は、第二次大戦後、1947～49年に各種の協同組合法の制定とともに法的根拠を得てスタートしました。各種の協同組合が、農業者、漁業者、勤労者、消費者、自営業者、中小企業経営者等、それぞれの組合員の需要を踏まえた内容・価格の保障を提供し、組合員の理解と支持を得て今日まで着実に成長してきました。日本共済協会の『共済年鑑』2016年版（2015年12月発行）によれば、2014年度における組合員数は7558万人、保有契約件数は1億5428万件に達し、協同組合による共済事業は、中長期的に見て組合員の生活保障の役割と責任を増しつつあるといえます。

2 共済事業をめぐる近年の主な動向

(1) 保険法の施行と適用

新たな法律「保険法」が2010年に施行されました。

それまで、保険契約に関する基本的なルールが「商法」に定められていましたが、共済事業は営利を目的としないことから商法の適用はなく、共済契約の内容は、各共済団体が、所管行政庁の認可を得て自主的に定めていました。

保険法においては、発展した共済事業の社会的な役割と責任を踏まえ、保険契約と共済契約がともに適用されています。保険法は、「ルールの現代化」と「加入者保護の強化」の視点から旧商法を見直しており、保険と共通の加入者保護が法定されたことは、共済に加入する組合員にとって望ましいことです。

(2) 東日本大震災

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、広範なエリアにわたって多くの人々の生命・財産に甚大な被害をもたらしました。日本共済協会の会員団体は、この震災による被害に対して、93万5千件、1兆1718億円の共済金を支払いま

した。これは、生命保険・地震保険による給付に匹敵するものであり、地震・津波・火山の脅威に晒された日本国民の生活保障の制度として、共済が保険とともに不可欠の存在となったことを示しました。

共済金の給付だけでなく、多くの協同組合が、それぞれの設立趣旨や業務範囲を踏まえた被災者支援を行い、被災地の復興に寄与しています。これらは、組合員の自主的な相互扶助という協同組合の機能と役割が、今後の持続的な地域社会のために必要であるという評価を高めることになりました。

東日本大震災の経験は、2016年4月に発生した熊本地震への対応にも活かされています。

(3) 国際協同組合年

2012年は、国連の定めた国際協同組合年（IYC）でした。これは、2007年の世界的な食料危機と2008年以降の金融・経済危機に対して協同組合が耐久力・回復力を示したことを評価し、貧困削減、仕事の創出、社会的統合の役割を果たす協同組合の社会的認知度の向上、設立・発展の促進、そのための政府・関係機関への働きかけに取り組もうとしたもので、「協同組合がよりよい社会を築きます」という世界共通のスローガンの下、日本においても各種のイベントが開催され、PR活動が展開されました。

国際協同組合連盟（ICA）は、IYCの取り組みを一過性のもので終わらせないよう、2013年2月に「協同組合の10年に向けたブループリント」を発表し、世界の協同組合が2020年に向けて「経済、社会、環境の持続可能性において定評あるリーダー」、「人々に最も好まれるモデル」および「最も急速に成長する事業形態」という姿を目指すことを提起しました。日本で共済事業を行う協同組合は、これらの目標や戦略を世界の協同組合と共有しています。

3 今後の共済事業

各種の協同組合法は、営利ではなく、組合員に奉仕することを、協同組合の事業目的として定めています。協同組合は、保険の普及が遅れた地域の組合員や、保険では満たされない需要を持った組合員のために、共済事業を作り上げてきた歴史があり、それぞれの理念と業務範囲があります。各組合は、これからも、共済に関する日々の組合員とのやりとりを通じて、その今日的な需要や期待に応え、存在意義と役割を発揮していかなければなりません。それが、それぞれの協同組合の独自性・優位性をもたらし、保険事業と相互に補完しながら国民全体の保障のあり方をより望ましい方向に導くことにつながります。

生命共済の分野では、高齢化の進展により、老後の医療・年金・介護に関する保障需要が高まるとともに、資産管理や相続対策に関わる共済加入が増加しています。損害共済の分野では、わが国で多発する地震・津波・噴火・台風などの自然災害に対して、より多くの組合員の共済加入を促進する必要性が指摘されています。自動車共済の分野では、高齢者に関わる事故の増加、自動運転技術の進展などの課題に対応することが求められています。また、いずれの分野においても、共済契約の内容や手続について組合員にわかりやすく説明し、安心・納得していただくことや、個人情報保護をはじめとするコンプライアンスを徹底することも、従来以上に強く求められています。こうした環境変化のなかで、共済事業を行う協同組合は、それぞれの組合員の需要や期待を的確に察知し、実現していかなければなりません。

共済事業が開始されて長い年月が経過し、事業量は発展したものの、保障内容や事業活動が保険と類似し、それぞれの協同組合のアイデンティティや保険に対する独自性が希薄になったのではないかと、という指摘があります。かつては「共済掛金が安い」ことが保険に対する優位

性であるという認識が一般的でしたが、保険料率の自由化やチャネルの多様化の進展により、そうした優位性は絶対的なものではなくなりました。

また、近年、新自由主義的な立場から、法規制に関する保険とのイコールフットリングを求める趣旨の主張が国内外で表明されるようになりました。

こうした状況の下、共済事業を行う協同組合は、その理念・目的や存在意義・役割を今日的な視点で確立し、それを協同組合の内外に発信して、組合員・国民の理解と支持を得る必要があります。これは、上述の「協同組合の10年に向けたブループリント」においても優先的に取り組むべき事柄として位置付けられています。

そのためには、それぞれの協同組合で共済事業に関わる職員に対する教育・研修や、共済に加入する組合員への情報提供を充実させることが不可欠です。

4 おわりに

現在の日本には、これまで触れてきた高齢化や自然災害の多発のほか、雇用の不安定化、所得格差・貧困の拡大、地域社会の崩壊、社会保障制度の逼迫、環境・エネルギー問題など様々な社会問題が生じ、国民の生活と将来を脅かしています。営利を追求することなく、相互扶助の原理に基づいて民主的に運営される協同組合の役割と可能性に対する国際的な期待が高まるなか、日本の協同組合も様々な環境変化に対応して社会の持続的発展に貢献していかなければなりません。共済事業もその一環として、健全な経営を保ちながら、より多くの組合員の需要に合った保障を提供し、彼らのリスクや不安の解消に取り組むことが求められています。

(日本共済協会理事・企画部長)

(本稿は、トーア再保険株式会社発行の英文保険論集“Japan's Insurance Market 2016”に寄稿した内容の日本語版です。本誌への掲載にあたり「はじめに」の内容の一部を集約しました。)